

監査告示第6号

令和5年3月24日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	志摩	れい子
同	大森	忍

令和4年度定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象校

小学校 吉田小学校 坂元小学校 大龍小学校 名山小学校 草牟田小学校 武小学校 広木小学校 中洲小学校 八幡小学校 中郡小学校 紫原小学校 伊敷台小学校 谷山小学校

中学校 吉田北中学校 吉野中学校 坂元中学校 長田中学校 武中学校 天保山中学校 紫原中学校 伊敷台中学校 谷山北中学校 星峯中学校

高等学校 鹿児島商業高等学校

(2) 対象範囲

原則として令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

(1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算執行、見積、支出負担行為、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況

(3) 物品会計事務

備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況

(4) 財産管理事務

校庭、校舎及び工作物等の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況

(5) 学校防災

消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況

(6) 市職員の勤務処理等

市職員の勤務、休暇及び服務等並びに会計年度任用職員の雇用等の処理状況

(7) その他

現金等の適正な管理など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象校

(2) 実施日程

令和5年1月10日から令和5年3月24日まで

7 監査の結果

各監査項目ともにおおむね適正に事務処理等がなされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係学校長に直接又は教育委員会事務局及び関係所属長を通じて別途指示した。

各項目の監査結果は、次のとおりであった。

(1) 収入事務

[指摘事項]

- ・ 学校施設照明設備使用料条例第3条第2項によると、使用料は現金で前納しなければならないとなっているが、学校体育施設の開放に伴う使用料で前納されていないものがあった。(大龍小学校、広木小学校、中洲小学校、坂元中学校、長田中学校、天保山中学校)
- ・ 公衆電話機から回収した現金については、1学期分をまとめて払い込むこととされているが、4月から1月まで学校に保管したまま払込みをしていなかった。(谷山北中学校)

(2) 支出事務

指摘事項なし

(3) 物品会計事務

[指摘事項]

- ・ 薬品等使用簿の残量と薬品の現有量が、一致しない。(天保山中学校)

(4) 財産管理事務

指摘事項なし

(5) 学校防災

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市立学校管理規則第25条第1項によると、消防法第8条に規定する学校の防火管理者は校長となっているが、防火管理者に教頭が選任されている。(中郡小学校、吉野中学校、坂元中学校、長田中学校、武中学校、伊敷台中学校、鹿児島商業高等学校)

(6) 市職員の勤務処理等

[指摘事項]

- ・ 学校校務支援員の1日の勤務時間は6時間45分のところ、夏季休業日の期間における勤務時間の一部を夏季休業日以外の勤務日に割振り、勤務時間を1時間延長して7時間45分とすることができるとされているが、2時間延長させているものが2件、3時間延長させているものが6件、4時間延長させているものが1件あった。(武小学校)
- ・ 教育関係事務必携の「外勤等の手続」によると、勤務地から外勤地までの距離が1km以上で公共交通機関を利用する場合、県内旅行命令簿で処理すべきところを電車やバスによる移動を外勤簿で処理をしており、旅費を支給していない。(草牟田小学校、星峯中学校)
- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の

公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に任意保険証書等の写しを添えて申請し、裏面の承諾欄に署名と日付を記入し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用している。（武小学校、伊敷台小学校、天保山中学校、紫原中学校）

- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、任意保険の補償内容が基準を満たしていないものがあつた。（吉野中学校、紫原中学校）

(7) その他

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は、次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの